

西東京糖尿病と心理研究会会則

(名称および事務局)

第1条 本会は、西東京糖尿病と心理研究会(Western Tokyo Association for Study of Psychological Aspects of Diabetes 略語:SPAD)と称する。

第2条 事務局は、世話人会の定めるところに置く。

(目的および事業)

第3条 糖尿病治療を行う際に患者のQOLを低下させないために、糖尿病の治療、介入、支持をする際の心理的側面についての方法、技術を研究し、その成果を広く啓蒙することを目的とする。

研究会の開催

その他本会の目的達成に必要な事業

第4条 1) 本会は、本会の目的に賛同する医師およびコメディカルをもって組織される。

2) 本会に入会しようとする者は、所定の手続きを経て本会事務局に申し込み、世話人会において承認されるものとする。

3) 会員は、本会所定の会費を納付する義務がある。

4) 本会を休会、退会しようとする者は、その旨を事務局に申し出るものとする。

(役員)

第4条 1) 本会に次の役員を置く。役員は、65歳未満の会員の中から選出される。

役員の任期は2年とするが、再任は妨げない。

代表世話人 1名

世話人 5~15人前後

会計 1名

監事 1名

2) 表世話人は世話人の中から互選され、

必要に応じて世話人会を招集し、その議長となり、会務を統括する。

3) 世話人は代表世話人を補佐し、研究会に関する重要事項を協議決定する。

4) 監事は、世話人会によって選ばれ、事業の業務執行状況および会計を監査し、その結果を世話人会に報告する。

5) 世話人会は、新会員の承認、規約の改定、その他研究会の運営に関わる全ての最終決定機関としての機能を果たす。

6) 世話人会は、世話人の2分の1以上の出席を必要とする。
但し、委任状を認める。

(名誉会員)

第6条 役員を務めた65歳以上の会員は名誉会員の資格を得る。名誉会員は、会費が免除される。

(会費)

第7条 1) 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

- 2)会費の額は、世話人会において決定する。
- 3)本会の会計年度は、1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- 4)本会の会計報告は、監事が行う。

(会則の変更)

第8条 この会則は、世話人会において、出席者の3分の2以上の賛成を得て、変更することが出来る。

付則

1. 本会則は、2006年5月25日より施行する。
2. 本会は3年間で見直しを行う。